

NPAA ガイドライン

ネイルサービスに求められるもの

指先まで綺麗にしたい。そのような願望を適える美容技術が「ネイル」です。ネイルがごく当たり前の「美」と認識されるようになり、近年ネイルサロンの数も増えてまいりました。今や「ネイル」は総務省の日本標準産業分類の細分類に「ネイルサービス業」として独立項目となるほど、事業所数、認知度が高くなっております。そのような中で「ネイル」分野を更に発展させるために何が必要でしょうか？もちろんお客様の身体の一部を施術することを認識すること、ネイルに関する知識（衛生面、施術の可否等）、技術（ケア、アート含め）は必須でしょう。しかし、ネイルサロン、ネイル施術者に求められるのは、一方方向であってはなりません。ネイルサロン、ネイル施術者がお客様に「与えるもの」であってはならないのです。「ネイル」はお客様の御希望、御要望を引き出す力（カウンセリング）、施術の間お客様に安らぎや安心感等を与える接客スキル、空間作りも重要なアイテムなのです。

お客様に安心を与えることこそ当機構が目指すネイルサービスなのです。

お客様に感じていただく安心

ネイルサービスはネイル施術者とお客様とのコミュニケーションの場でもあります。それはネイルサービスの知識と技術を媒介として行なわれるものです。しかしうまくコミュニケーションをとるためには何が必要でしょうか？このコミュニケーションでお客様に「安心」を感じていただくためには何が必要でしょうか？

当社では

- ①ネイルサービスの意味を理解すること
- ②ネイルサービスをお客様に提供するための最高レベルの総合的スキル
- ③ネイルサービスを提供するめの接客スキル、ホスピタリティ等ヒューマンスキル
- ④ネイルサービスを行なう環境づくり

であると考えております。

これらは、お客様にはより「安心感」と「期待感」「癒し」を与え、ネイル施術者には「美」を追求する者としての心がけ、スキルが必要であることを示しています。

当機構の目指すネイル施術者の像はここにあります。

第一部 定義

ネイルサービス業の定義

一般社団法人ヘルス&クラッシー（以下「当社」という。）は、活動分野である「ネイルサービス業」について以下のように定義し、その実現に向け取り組んでまいります。

◆定義

- 1) お客様の身体の一部を施術することを認識し、ネイルに関する知識（施術の可否等）、技術（ケア、アート含め）を提供すること
- 2) お客様の御希望、御要望を引き出す力（カウンセリング）、施術の間お客様に安らぎや安心感等

を与える接客を行なうこと

3) お客様の安全に配慮した知識、技術、空間の提供、コンプライアンスを重視したサービスの提供

◆当社の考える方向性

- 1) ネイルサービス業を担うためのスキル（知識、技術、人間性、マナー等）は、独自に習得を行うことも可能な分野も存在するが、一般的に指導を受けて習得し、正しい知識、技術等で継続的に行なうことが重要です。そのためネイルサービス業を担う人材育成、中でも人材育成を行なうことができる指導員の育成が重要であると考えております。ネイルサービス業を担う「人」は実際にサービスを提供する者、及びその者を指導、教育する者が必要となります。当社では、そのような人材の育成に取り組んでまいります。
- 2) ネイルサービス業を行なう上で、人材育成と同時に重要であるのが環境の整備です。ネイルサービス業を行なう場所は、ネイルサロンの衛生指針、消費者にお客様に安心感と信頼感をもたらす場所であること。指導に必要な道具類や教育システムが整っていることも重要です。ネイルサービス業を行なう環境づくり、指導を行う環境づくりも当社は取り組んでまいります。
- 3) ネイルサービス業を行なう者は「爪」に関するプロフェッショナルです。あらゆる場面、あらゆる状態に適合した「ネイルサービス」が必要となります。ネイルサービス業はネイルサロンの運営やネイルの指導を行う分野とともに、「爪」のプロフェッショナルとして他分野のサポートを行なうことも重要であると考えております。一つの分野に留まらず広くネイルの普及に努めてまいります。

ネイル施術者の定義

定義

ネイル施術者は、以下の要件を兼ね備えた者です。

- ①消費者（お客様）の身体の一部を施術する知識と技術
- ②消費者（お客様）の安全に配慮するための知識（商材に関する知識含む）と行動力
- ③コンプライアンス知識
- ④お客様に対する接客スキル

補足説明

- ①消費者（お客様）の身体の一部を施術することとは、正確な知識による判断、正確な技術による施術が求められるということです。知識、技術どちらにも偏ることなく、万全の準備を行なうことが重要であると考えています。
- ②消費者（お客様）の安全に配慮するとは、ネイルサロンの衛生に関する指針を理解し、安全に衛生的に施術できること、また準備を整えるための知識、行動力を言います。単に衛生管理を学んだことに満足することなく、実践していくことこそ重要であると考えています。
- ③コンプライアンス知識とは、ネイル施術者が消費者（お客様）に施術を行なうサービスを提供する上で遵守すべき法令等の知識、ネイルサロン等施術を行なう場所での規約等の知識、それを遵守できる理解力です。

- ④接客のスキルとは、消費者（お客様）に施術を行なっていく上で重要なスキルです。相対して施術を行なっていくため、消費者（お客様）に安心感、信頼感を持っていただくこと、カウンセリング等を通じてお客様のご希望、ご要望を引き出すスキル、消費者（お客様）に癒しの時間を提供できるスキル等様々な接客スキルを身につけていくことも重要であると考えています。

◆ネイル施術者の目標

1. 職業としてネイルの施術を行なうということは、消費者（お客様）から料金を徴収し、ネイルサービスを行なうプロフェッショナルということです。プロフェッショナルであるという意識を常に持ち続けること、自らの知識、技術に満足することなく、常に学ぶという意識を持ち続けることが大切であると考えています。
2. ネイル施術者は職業人として普遍的なスキルであるヒューマンスキルの向上にも努めることが大切だと考えております。ヒューマンスキルとは他者との良好な人間関係の構築・維持に必要なスキルです。ネイル施術者同士、職場との関係、消費者（お客様）との関係といった多くの人間関係が構築される社会において必須のスキルだと考えています。
3. ネイル施術者を目指す者は、ネイルに関する正確な知識と、本来の役割である「健康な爪になるサポート」を行ない得る基本に忠実な技術を習得することを第一目標として日々努力を行なうことが望ましいと考えています。
4. ネイル施術者を目指す者は、その知識、技術の定着を図るため、検定や研修に積極的に参加し、貪欲に知識、技術、接客スキル等を習得するよう努めることが望ましいと考えています。
5. ネイル施術者及びネイル施術者を目指す者は、社会の中で流れるネイルに関する情報や市場の情報等を収集し、社会から求められることを敏感に感じ取り、サービスを行なう者の責務を全うすべきであると考えています。
6. ネイル施術者及びネイル施術者を目指す者は、ネイルサービス業が更に社会的に認められ、安心と信頼を与えることができる分野となるよう、誇りを持って社会的活動を行なっていくことが重要だと考えています。

ネイルサービス指導員（教育者）の定義

定義

- ① ネイル施術者として、ネイルサロン等で相当期間施術業務を行ったことのある者
- ② 自らの知識、技術、接客スキル等を教授できるスキルを持っている者
- ③ ネイルブランドの教育を受け、そのブランドの使用方法を把握している者
- ④ 高い意欲を持ってネイルサービス業の発展を志す者
- ⑤ 指導できる環境、備品等を保有している者
- ⑥ 指導を行う者として受講者等からの信頼を得られる人間性を持っている者

補足説明

①に関して、ネイルサービス業にて実際にネイルサービスを行なった経験は、消費者（お客様）との関係性を把握していることとなります。指導を行う者には必須の経験です。

②に関して、自ら高い知識、技術等を持っていても、それを他の人に伝達する術を持っていないければ、良い指導を行うことはできません。よって、それらを他の人に伝達をできるスキルをもっていること（自ら理解をして伝えることができること）が必須です。

③に関して、ネイル用品の使用方法はネイルブランドによって異なっております。それぞれ用品の性質にあった施術方法の開発がなされていますので、その用品の施術方法をマスターしていることが指導を行う上で必須です。

④に関して、ネイルサービス業の発展には、全てのスキルを持ち合わせたネイル施術者の輩出が欠かせません。その意識を持って指導を行うことが求められます。

⑤に関して、指導を行うスキルがあったとしても、それを確実に伝えることができる環境、用具、備品類がなければ、ネイル施術者の育成を行なうことができません。指導に必要な環境等の整備は必須となります。

⑥に関して、指導を行うスキルには、受講者等指導を受ける者の信頼を得ることが重要です。信頼を得ることは、その指導力だけでなく、人間性も必要となります。

◆方向性

定義したネイル施術者指導員の輩出ためには、ネイル施術者として必要なスキルと指導員として必要なスキルの両方を持ち合わせた人材育成が必要不可欠となります。

一般社団法人ヘルス&クラッシーでは、NPAA インストラクター認定試験の受験を通じて、ネイル施術者としての知識・技術等及び人間性、これまでの経験等を勘案し、指導員として相応しい人材に対してインストラクターとしての活動を支援していきます。この支援を通じてより高いスキルを持った指導員の育成、更にネイル施術者の育成に繋げていきたいと考えています。

第2部 項目別ガイドライン等

一般社団法人ヘルス&クラッシー 運営指針

一般社団法人ヘルス&クラッシーは、以下の項目を重視し運営していきます。

1. 当社においてネイル施術者とは、消費者（お客様）の身体の一部を施術する知識と技術、消費者（お客様）の安全に配慮するための知識（商材に関する知識含む）と行動力、お客様に対する接客スキルを兼ね備えた者を言います。
2. 当社の考えるネイル施術者の育成を行なうためには、その指導が出来る者の育成及び指導を受けることが出来る育成機関（ネイルスクール、美容学校等）が必要不可欠だと考えております。良いネイル施術者育成のために良い指導者を輩出することを重要視しています。
3. 当社は、ネイルに携わる「人」を重視してまいります。当機構の考えるネイル施術者、育成を担う指導者に求められる高レベルのスキルを、消費者（お客様）に還元するためのメソッドを提供していきます。
4. 当社は、施術場所のネイルサロン、指導するスクール等もすべて「人」が管理運営するものと認識しております。特にネイルサロンは、ネイル施術者が最大限の知識と技術、接客スキルを発揮できる場所であると同時に、ネイル施術者と共に、消費者（お客様）の安全に配慮する義務があると考えております。これらを総合的に消費者（お客様）に提供できるネイルサロン運営を呼びかけていきます。
5. 「人」と「知識・技術・接客スキル等」が融合したサービスが「サロンワーク」であると考えております。サロンワークを理解した人材育成を検定事業等通じて行なっていきます。

6. 当社は、独自の検定試験、講習会等を積極的に行い、また消費者（お客様）に安心して、また安全にネイルサービスを受けていただく環境づくりをサポートし、産業としての「ネイルサービス業」の充実を目指してまいります。

◆ネイルテクニカルエキスパート検定試験に関して

ネイルテクニカルエキスパート検定試験の位置づけ

ネイルテクニカルエキスパート検定試験（以下「当検定」という。）は、ガイドラインによって示された、当社の考えるネイル施術者育成のため、施術技術だけではなく、総合的なネイル施術者のスキルを身につけるための内容であり、その評価に今後の改善点を示すことで、実務に必要なスキルアップを目指すものです。真のネイル施術者になるための「スキルアップツール」として使用することが出来ます。

ネイルテクニカルエキスパート検定試験の目的

当検定において最大の目的及び評価対象となるのは「サロンワークで実践できる技術」です。

サロンワークの定義

当社では、ネイル実務に重点を置いた検定試験を実施するに当たり、サロンワークに必要な能力を以下の定義として考えております。

- 1) 使用するネイルブランドの方法にあった施術を行なう技術力
- 2) お客様の爪の状態を判断できる知識力
- 3) お客様の安全に配慮できる衛生的な知識と実行力
- 4) お客様のご要望を実現するためのカウンセリング力
- 5) お客様の負担軽減、確認、声かけ、接客マナー、ホスピタリティ
- 6) 自らの経営もしくは所属するネイルサロンの方針、接客の進め方の理解力

ネイルテクニカルエキスパート検定試験の方向性

1. 当検定は検定試験の練習、受験によって、ネイル施術者に必要なスキルを確認し、又は自らの弱点克服及びスキルアップするために使用できる内容とします。
2. 当検定は、当社の定める条件をみたしたネイル用品を使用するものとします。
3. 当検定は一度の試験において4段階に分かれた評価を行い、その評価に応じて段階合格（もしくは不合格）の基準を採用します。受験者の負担を軽減すると共に、受験者の評価を行ないやすくする効果があります。
4. 当検定は検定実施校にて受験できるものとします。受験しやすい環境を作るとともに、検定受験者が評価に基づいたアドバイスをインストラクターから受けることが出来る仕組みが重要だからです。
5. 当検定を受検するに際しては、検定要項に則って真摯な態度で臨み、検定試験時間だけではなく、検定試験時間前後の態度、対応もネイル施術者にふさわしい対応を行なうことが重要です。

◆ネイルテクニカルデザイン及びネイルテクニカルビジュアルアート検定試験に関して

位置づけ

ネイルテクニカルデザイン及びネイルテクニカルビジュアルアート検定試験（以下「当検定等」とい

う。)は、ガイドラインによって示された、当社の考えるネイル施術者育成のため、サロンワークに欠かすことのできないデザインアートの技術を身につけるための内容であり、その評価に今後の改善点を示すことで、実務に必要なスキルアップを目指すものです。真のネイル施術者になるための「スキルアップツール」として使用することが出来ます。 ※ビジュアル検定のアプローチ

目的

当検定等において最大の目的及び評価対象となるのは「デザインアートを行なうスキル」です。

方向性

1. 当検定等は検定試験の練習、受験によって、ネイル施術者に必要なスキルを確認し、又は自らの弱点克服及びスキルアップするために使用できる内容とします。
2. 当検定等は、当機構の定める条件をみたしたネイル用品を使用するものとします。
3. 当検定等は、級ごとに課題を決め、仕上がりを重視した評価基準を採用します。但し、仕上がりがだけでなく、ブラシワーク、適切な道具の使用等も評価します。
4. 当検定等は検定実施校にて受験できるものとします。受験しやすい環境を作るとともに、検定受験者が評価に基づいたアドバイスをインストラクターから受けることが出来る仕組みが重要だからです。
5. 当検定等を受検するに際しては、検定要項に則って真摯な態度で臨み、検定試験時間だけではなく、検定試験時間前後の態度、対応もネイル施術者にふさわしい対応を行なうことが重要です。

◆NPAA インストラクター試験に関して

NPAA インストラクター試験の位置づけ

NPAA インストラクター認定試験（以下「当認定試験」という。）は、当社が目標とする「ネイルサービス業を担う人材の育成」と「ネイルサービス業全体の更なる質の向上」を達成するために実施する認定試験です。NPAAの検定試験において習得した知識、技術だけではなく、接客スキル、カウンセリング、衛生知識等総合的なネイル施術者のスキルを更にネイル業界に携わろうとする者に対して「教授」「指導」「評価」する人材の育成こそ、ネイルサービス業全体の質の向上にも繋がるものであると考えています。

NPAA インストラクター試験の方向性

1. 当認定試験は、インストラクターとして検定試験の審査、及びその評価、またその評価を通じてアドバイスや指導を行うことができる人材の育成を目的としています。よって知識・技術試験及び面接試験による一般常識、コミュニケーション能力等の確認も考慮します。
2. インストラクターに対する評価、認定は当機構のインストラクターに対する考え、評価基準等により決定しますので、萎縮効果をなくし認定評価をする者の見極めを重要視するため評価基準を公表は致しません。当機構の目指す人材育成を目指すため、総合的な評価を行ないます。
3. 当認定試験を受検するに際しては、試験要項に則って真摯な態度で臨み、認定試験時間だけではなく、検定試験時間前後の態度、対応もネイル施術者にふさわしい対応を行なうことが重要であると考えています。
4. インストラクターは当機構の目的達成のための活動を理解し、その啓蒙普及の役割をも担います。そのため、個人の言動、判断力、コミュニケーション能力（ヒューマンスキル）が重要なスキルであり、ネイルの知識・技術だけではなく、このようなヒューマンスキルをより身につけるよう努める必

があります。

◆衛生管理の指導に関するガイドライン

衛生管理の指導に関するガイドライン（以下「当指導ガイドライン」という。）は、一般社団法人ヘルス&クラッシー（以下「当社」という。）の考える衛生管理に関する方向性を示したものです。当ガイドラインに基づいた活動を行なっていきます。

1. ネイルに関する衛生管理に関しては、厚生労働省が平成 22 年 9 月 15 日に発表した「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針」が指標となっています。当社もその指針に沿った内容を推進していきます。
2. 衛生管理に関する知識は、通常ネイルスクール等ネイル施術者の育成機関が、ネイルサロンで必要とされる知識、技術を指針に基づいて教授することが望ましいと考えます。当社はその内容を尊重します。
3. 衛生管理の知識は、衛生管理独自で捉えられるものではなく、他の必要な知識と関連付けた理解が必要であると考えています。当社では「どうして必要なのか」をメインとして指導を行っていきます。
4. 衛生管理は、知識として人材育成に関わり、実践として環境整備に関わる重要事項です。ネイルサービス業全体として消費者（お客様）の信頼を得るためにも、その普及啓蒙に努めていきます。

◆ネイル教育機関に関するガイドライン

一般事項

1. 目的

ネイル教育機関に関するガイドライン（以下「当ガイドライン」という）は、一般社団法人ヘルス&クラッシー（以下「当社」という。）の考えるネイル教育機関の指針を作成することで、ネイル実務を担うより人材の育成、指導者の育成のサポートを行い、ネイルサービス業の更なる発展に貢献することを目的とします。

2. 対象

当ガイドラインの対象となるネイル教育機関とは、以下の通りとします。

- 1) ネイルスクール（運営は個人、法人を問わない）
- 2) 美容専門学校等（ネイリストの養成を目的とした専門科が存在すること）

なお、通信教育等対面にて指導等を行わないものは当ガイドラインの対象外とします。

3. 使用

当ガイドラインは当社が考えるネイル教育機関の概要を示したものです。当機構はネイル環境改善事業の一環として当ガイドラインを遵守したネイル教育機関のサポートを目指していきます。

4. ガイドライン

1) ネイル教育機関の環境

- ①ネイルブランドの教育システムを導入していること（認定等を取得していることが望ましい）
- ②ネイル教育機関と受講希望者との合意文書（契約書等）にて、教育機関と受講希望者の権利・義務が明確となっており、また双方に執拗にデメリットを負担させる内容でないこと
- ③衛生管理指針に定められた環境を整備していること

- ④受講生が快適に指導を受けることができるスペース、備品等を確保していること
- ⑤定員内の受講生が指導を受けることができるだけのネイル用品の確保がされていること
- ⑥ネイル用品はネイルブランドで統一することが望ましいが、教育システムの指導に必要な技術に耐えうる用品であること
- ⑦衛生的な道具の管理を行なう環境があること
- ⑧ホームページ、ブログ等情報の公表手段をもつこと

2) 人材

ネイル教育機関講師の要件

- ①ネイルブランドの教育システムを指導できる人の確保していること
- ②教育プログラムを作成するスキルがあること
- ③ネイルを学ぶ者とのコミュニケーションがとれること
- ④ネイルを学ぶ者の希望を出来る限り受け入れられる器量があること
- ⑤ネイルを学ぶ者が理解することが出来る教授方法を習得していること
- ⑥臨機応変な対応が出来ること
- ⑦適格な評価が出来る能力を有すること

その他

- ①講師等をサポートする人材を確保していること
- ②指導を行う人材にスキルアップの機会が設けられていること
- ③教育機関の窓口（問い合わせ、苦情等）が明確であること
- ④責任者が明確であること

3) コンプライアンス

- ①法令等を遵守していること
- ②規約、衛生管理、個人情報、その他受講者に周知すべきことを書面等にて公表していること
- ③受講費用等は適正であること
- ④受講を希望する者、受講者に対する説明義務を実行するシステムがあること

4) 運営体制

- ①受講生の持つ目標を実現するために必要なコース選択が可能であること
- ②PDCAサイクル（もしくは類似のサイクル）を導入し、特にチェック機能、改善機能、改善実行機能を有していること（有していることが望ましい）
- ③コース（指導内容）を運営するためのシステムが構築されていること
- ④各種情報の提供を行なっていること

◆ネイルサロンに関するガイドライン

一般事項

1. 目的

ネイルサロンに関するガイドライン（以下「当ガイドライン」という）は、一般社団法人ヘルス&クラッシー（以下「当社」という。）の考えるネイルサロンの指針を作成することで、ネイルサービス業の環境の改善、整備を行ない、ネイルサービス業の更なる発展を目指します。

2. 対象

当ガイドラインの対象となるネイルサロンとは、以下の通りとします。

1) テナント、独立した建物等で運営されるネイルサロン（運営は個人、法人を問わない）

なお、お客様の自宅等に伺って施術を行なう出張ネイルサロンは当ガイドラインの対象外とする

3. 使用

当ガイドラインは当社が考えるネイルサロンの概要を示したものです。当社はネイル環境改善事業の一環として当ガイドラインを遵守したネイルサロンのサポートを目指していきます。

4. ガイドライン

1) ネイルサロンの環境

- ①教育システムが確立しているネイルブランドを使用していること（認定等を取得していることが望ましい）
- ②施術に関する内容が契約書等で明確であり、かつカウンセリングは専用シートを使用して確実に行なっていること。（ネイルサービスの意味を理解していること）
- ③衛生管理指針を理解し、整備していること
- ④お客様が快適に施術を受けることができるスペース、備品等を確保していること
- ⑤お客様の様々なご要望に応えるだけのネイル用品の確保がされていること
- ⑥ネイル用品はネイルブランドで統一することが望ましい
- ⑦衛生的な道具の管理を行なう環境があること
- ⑧ホームページ、ブログ等情報の公表手段をもつこと
- ⑨お客様の安全に配慮していること（衛生面、保険等）

2) 人材

- ①ネイルブランドの教育システムを修了した者を揃えていること
- ②ネイルサロンの席数をカバーできるだけの人員を確保していること
- ③施術を行なう人材にスキルアップの機会が設けられていること
- ④責任者が明確であること
- ⑤カウンセリングを十分に行なえる等コミュニケーションスキル、ホスピタリティ精神を持った人材を確保していること

3) コンプライアンス

- ①法令等を遵守していること
- ②規約、衛生管理、個人情報、その他お客様に周知すべきことを書面等にて公表していること
- ③施術料金等は適正であること
- ④お客様への説明義務を実行するシステムがあること

4) 運営体制

- ①ネイルの全ての施術（ポリッシュ、ジェル、アクリル等）が可能であること
- ②ネイルサロンにて発生した苦情等に対して、対応、改善、実行するシステムがあること
- ③ネイルサロンの窓口（予約、問い合わせ、苦情等）が明確であること
- ④各種情報の提供を行なっていること

◆ネイル用品に関するガイドライン

1. 目的

ネイルサービス業を行なうに当たっては、ネイルサービスを行なう人材、環境、用品が必要となります。そのうちネイル用品に関して、一般社団法人ヘルス&クラッシー（以下「当社」という。）は以下のガイドラインに基づいたネイル用品の使用を推奨いたします。

2. ネイル用品に関するガイドライン

- ① ネイルサロン、ネイル教育機関で使用されるネイル用品は、教育システムの確立しているネイルブランド用品を使用することが望ましい。

3. 方向性

①に関して、ネイル用品は、その性質に合わせた施術方法等の教育システムが確立しており、その用品を教育システムで習得した知識、技術で使用するからこそ、消費者（お客様）に安心して、また安全にネイルをしていただく手段であると考えています。

②に関して、消費者（お客様）に対してより安全に施術を行なうことは、ネイルサービス業に携わる者の義務であるし、それを指導する者も用品使用の意味、意義を伝達すべき内容です。ネイル用品の使用に関しては共通認識を持つべきではないかと考えています。

③に関して、各ネイルメーカーは、自らの用品をより良く利用するための周囲商品（ブラシ、ファイル等）を開発しているため、施術を行なう上で同一ブランドを利用することこそ基本であると考えております。そのことは商品者（お客様）への安全配慮、施術に関する配慮にも繋がっていきます。また指導員は、自ら利用する商材に関する知識を習得し指導を行うことが重要です。

④に関して、爪は皮膚の一部であり、皮膚に直接施術をするためには、使用する商品に成分、表記等の記載があり、より安心、安全を消費者（お客様）に提供することこそ、ネイルサービス業に携わる者の使命であると考えています。また指導員は化粧品に関する知識、薬事法等の知識を習得しておくことが望ましいと考えています。

⑤に関して、ネイル用品は各ブランドによってその成分が異なってきます。ベース、カラー、トップの組み合わせを行なう上で、相違する数ブランドを組み合わせることによって、予測のできない反応を行なうことがあります。そのためにも用品ブランドは統一することが望ましいと考えています。